

検査対象となる特定計量器について

1 検査対象となる特定計量器

特定計量器定期検査において、対象となるものは次のとおり。

スーパー、食料品店、薬局、農家、運送業者、病院、学校等で、「取引」、「証明」に使用される特定計量器（非自動はかり・分銅・おもり）。

ただし、次に掲げるものは定期検査が免除される。

- (1) 適正計量管理事業所において計量士が計量管理を行っているもの。
- (2) 登録計量証明事業所において県が行う計量証明検査を受検するもの。
- (3) 定期検査にかわる計量士による代検査に合格したもの。

※別添「定期検査免除事業所リスト」参照。

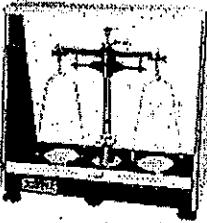
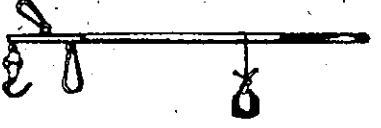
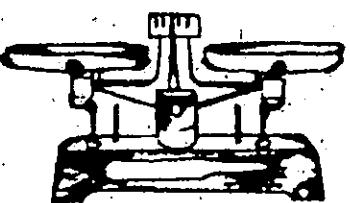
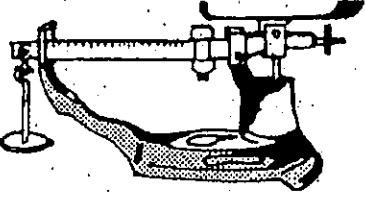
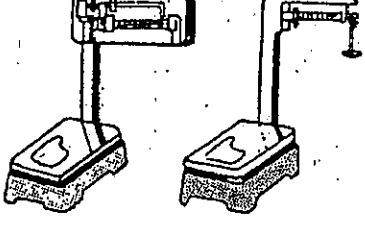
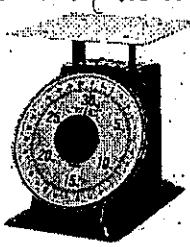
2 検査対象となる「はかり」の具体例

- (1) スーパー、小売店等で重さを表記して販売する商品の計量に使用するはかり。
- (2) 薬局で薬の調剤のための計量に使用するはかり。
- (3) コーヒー豆、お茶等の販売で値段の基となる商品の計量に使用するはかり。
- (4) 廃品回収業等で料金の基となる回収物の計量に使用するはかり。
- (5) 学校や福祉施設等で給食用食材の納品時に検収用に使用するはかり。
(※給食を調理する課程で食材の分量を計る等、目安として使用するはかりは対象ではありません。)
- (6) 工場、事業所等が原材料の購入や製品の販売、出荷のために使用するはかり。
- (7) 病院、学校、幼稚園、保育園、福祉施設等での健康診断などの体重測定でその測定値が外部に表明される計量に使用するはかり。
- (8) その他証明書などに記載する為に使用するはかり。

※ 家庭用の体重計、乳幼児用のベビースケール、調理用のキッチンスケールなどは、家庭用計量器と呼ばれ、取引・証明には使用できません。

はかりの種類について

～調査報告書に新規のはかりを追加する際の参考としてください～

①手動天びん 	②棒はかり 	③懸垂手動はかり 
④等比皿手動はかり 	⑤不等比皿手動はかり 	⑥台手動はかり 
⑦指示はかり（ばね式） 	⑧直線目盛のみの指示はかり 	⑨手動指示併用はかり 
⑩電気抵抗線式はかり ⑪誘電式はかり ⑫電磁式はかり ⑬光電式はかり		※電気式のはかりは、⑩で報告をお願いします。 ⑪⑫⑬の可能性はあります が、実際の判断は計量士が行 います。
⑭分銅 	⑮おもり 	(参考) トラックスケール  【様式1の報告対象：⑩】

※ ①手動天びんと③懸垂手動はかりは法律上の区分ですが、現在は使用されていません。